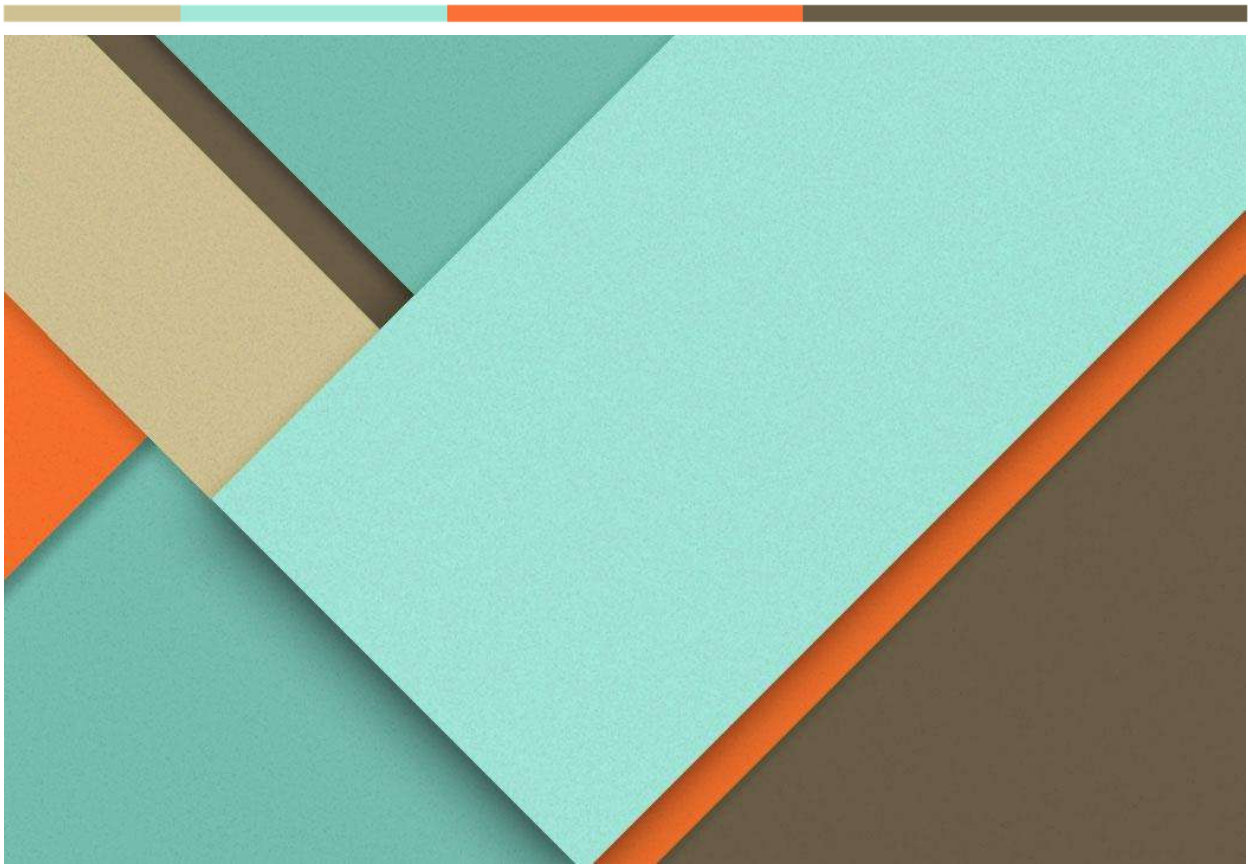

Nexus U15 Basketball Club チーム規約

2023年 3 月 6日 作成

—

2023年6月1日 7-(6)追記
2023年10月1日 スタッフ追加
2024年3月25日 13-(3)追記
2024年8月20日 10-(6) 14-(12)追記
2025年4月1日 全体見直し･改正

事務局所在地
〒399-4601　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12245番地1
設立　2023年4月1日とする

概要

この団体はバスケットボールのクラブチームであるNexusU15の活動を
行うための会である。

規約

1. （名称）

当団体は『Nexus U15 Basketball Club』、以下よりNexus U15と称す。

2. （所在地）

本会の所在地は事務局を上伊那郡箕輪町大字中箕輪12245-1
有限会社スワ内装事務所内１階に置く。

3. （目的）

本会の目的は箕輪町を中心とした上伊那・下伊那・岡谷・諏訪地域の小学生～中学生また卒団したOGを主体とし、バスケットボールを通じて『 友情・ほほえみ・フェアプレー 』を研鑽・育成することを主たる目的とする。

またJBAの指針、長野県U15部会の決定、チームの規模、構成、会場等の状態によっては
立ち上げの時やHP・SNSの記載内容とは活動内容が可変することもある。

4. （参加資格）

(1) 諏訪・岡谷・上伊那郡近隣市町村、南信エリアの小学生・中学生を中心としたバスケットボール選手で構成し、また有資格による指導者などに参加加入の資格を与えるものとする。
選手は必ずスポーツ障害保険に加入の上、活動に参加する。また送り迎え保護者、遠征時の事故に関しては、責任を負いかねます。個別に保険に加入していただくか、または選手と同じ保険に希望者は加入することができるものとする。

(2) コーチ・審判においてはJBAのライセンス保有者に限る。

(3) 上記の指導者はチーム代表・監督から任命された者のみが執り行う。

(4) 2025年3月に改訂された、長野県中体連・長野県U15部会(JBA)の規約を遵守する。2025年6月中体連以降の説明を３月内に行い、選手・会員の意見を尊重し所属先を確実にする。【2025.4.1追記】

(5) JBA指針に基づき、U15とは中学３年～小学校５年生までの選手を指すものとする。【2025.4.1追記】

5. (加入・脱退)

(1) 本会に加入・脱退するときは、当該年度のスタッフに加入・脱退の旨を通知して承諾を受けるものとし保護者の捺印のある書類を提出する。スタッフは承諾後、JBA規定に基づき加入・脱退・移籍手続きを行う。　本項はJBA基本規則-第５章第100条～第123条及び長野県U15部会の規則に準じて行う。脱退・移籍手続きを行い完了するまでは当チームの所属員として扱う。本会脱退前の他バスケットボールチームでの活動は２重登録を禁止している同条第102条に抵触するため行わない。 クラブチームの掛け持ちを禁じたこの規定において、学校部活動との掛け持ちはこの限りではない。

(2) 会費に関しては月末締めまでの計算とし日割計算は行わない。保険費・貸与備品などの年払いに関しても4月を開始、３月末を締めとする年度扱いとし、在籍期間による払い戻しは行わない。

(3) チーム貸与備品・本会に関する資料を脱退前に速やかに会に返却する。

(4) 通信機器に関するチーム連絡用のBAND、LINE等から削除するものとする。

(5) 在籍希望の有無にかかわらず、第８項の理事会において勧告や除籍の決定を行うことができる。ただし第８項(3)にある過半数以上の部分を2/3以上と読み替えるものとする。

(6) ３年生選手の所属期間は毎年のJr.ウィンターカップ予選後までとし、年度以内をもって理事・役員が決定した期日に卒団式を行うものとする。ただし、その後も試合や遠征、練習などに参加したい選手はチームスタッフ・指導者に相談の上、参加を許可された者は可能とする。

(7) 毎年度、JBAへの選手登録を行う際に発生する登録費を集金により徴収する。またこれをチーム会計・月次収支に記載する。

(8) チーム見学や体験者の扱いは、体験を実施した月内もしくは練習日３回までとする。

(9) 本チームを退団する場合、如何なる理由があっても部費または購入した備品など、一切の返金はしないものとする。

(10)　他クラブ、当クラブからの選手の引き抜きは禁止とします。JBA、長野県協会U15部会の規定に基づき通報の対象となりますのでご注意ください。

(11)　チームの方針、チームの親睦を乱した選手又は保護者について、特に退部・移籍に関しての進言・集団的な巻き込み事案に関しては、理事会にかけることなく代表の権限による退部処分ができるものとする。

(12)　怪我・病気療養や活動休止の期間は、理事に相談の上、それを許可された者はかかる月謝などは免除できるものとする。JBAの登録に関しても状況をチーム代表に相談し判断するものとする。

(13)　年１回に限り移籍可能としているが、指針に基づいて年度の5月１日のJBA登録チームでU15を卒業するものとし、自己都合や損益でのチーム移籍は原則認めない。【2025.4.1追記】

6.（役員・チーム編成）

(1) 役員の構成は、代表・顧問・相談役・監督・指導者を理事とし、必要に応じてスタッフを任命する。

(2) 役員の任期は１年とする。

(3) 役員は会の運営及び会計が円滑に遂行出来るように、１年間の活動計画を樹立し、これを理事会に提示し実行する。

(4) 次期役員の選出は、当該年度の役員が選出しスタッフ理事会において承認・決定を行う。役員改正を行わない場合においては12月末の理事会において継続の旨を確認し継続させる。

(5) 監督は代表が任命する

(6) ヘッドコーチは監督が任命する

(7) アシスタントコーチ・チームスタッフはヘッドコーチが任命し監督に報告を行う

(8) キャプテンなどはヘッドコーチが最終決定を行う

(9) 試合の参加、選手の起用方法、練習日程・練習会場や具体的なメニューに関してはヘッドコーチ・アシスタントコーチが決定し執り行う

(10) 保護者会・父母会などは設けない

7.（運営資金）

(1) 本会の運営資金は、会員の参加費・市町村助成金・その他企業の協賛金・個人からの出資により運営を行う。

(2) 会員の参加費・月謝代等は、当該役員が事務局会議を経て多数決により承諾を得て決定し通達する。

(3) 運営上の資金不足が発生し会員より会費を徴収する場合、役員は臨時の理事会を開催し理由を述べ、代表の元に会員の承諾を得るものとする。

(4) 年間予算の変更・月謝の徴収額の変更等は理事会もしくはスタッフ会において提起をし8.(7)の方法によって行う理事会の過半数の承認を得たうえで会員に通知を行うものとする。

(5) 遠征費・宿泊費や交通費に関しては別途集金を行い、都度選手・保護者へ通知を行う。

(6) 兄妹・姉妹でチームに加入している場合においては、上の学年の選手の月謝は通常とし下の学年の選手の月謝は減額処置とする。【2023.6.1追記】

(7) 小学生の加入選手においても上記（６）と同様の扱いとする。

8.（理事会・スタッフ）

(1) 理事会とはチーム代表・顧問・監督・コーチで組成する

(2) スタッフとは上記を含めた者で組織し、規約末尾にスタッフの名簿を記載するものとする

(3) 理事会・スタッフ・所属部員への活動報告は年１回（自：4月１日～至：3月末日締め）を最低行い、会の存続・運営を維持するものとする

(4) 運営上の問題が発生した場合、臨時理事会・臨時スタッフ会を開催し、会員の意見を求めミーティングを行い対策・指針を決定する。

(5) 理事会の決議は、最低3名以上の出席により行い過半数以上の賛成によりこれを決定する。

(6) スタッフ会の決議は、最低4名以上の出席により行い過半数以上の賛成によりこれを決定する。

(7) 決議の方法は、チーム代表に委譲し挙手・記名投票・無記名投票などにより実施するものとする。

9.（規約の改正・追加・変更）

本会規約の改正及び追加は、理事会において行い規約第８条の方法により行う。

改正事項が明瞭になるように改正日を記載する。

10.（会計）

(1) 3月末日の１ヶ月以内に理事会を開催し、会計・会計監査を行い、これをチームスタッフ・理事会に報告する。残金が発生した場合は次年度に繰り越す旨を周知する。

(2) 不足金が発生した場合はチームスタッフ理事会を経て選手・保護者に報告し、会員から徴収するものとする。

(3) 毎月、月末を締め日とした月次会計報告を作成し保管する。年次開始を4月１日とし、3月末日をもって年度の締めとする。貸与備品や月謝、保険に関しては、月割・日割計算を行わない

(4) 会計は残高もしくは現金出納に関わることを理事に諮問された時は、直ちに開示しなければならない。

(5) 指導者・審判などのライセンス取得や維持費用は理事会に提示して承認を受けたものに関しては必要経費して月次出納帳に記載のうえ、会計・計上する。

(6) 会計に関しては、年に最低１回は理事会に報告を行う。チーム運営上必要な場合は会員にも通知を行うが通常は行わない。

(7) 外部派遣審判に関しては、必ずライセンスの確認を行った上でチームJBAの帯同審判・スタッフ（チーム関係者）に登録を行い、半日ゲーム・１日ゲーム（正午を跨ぐ）に関してはドリンクや謝礼・経費を支給する。　【2024.8.20 追記】

(8) 遠征時の指導者・審判・スタッフの経費に関しては、チームの会計状況に応じて部費からの補填や、参加者での分担とする。【2025.4.1追記】

11.（代表印）

印鑑を作成しこれを会計もしくはチーム代表が保管するものとする。また通帳は別の会計が保管するものとする。

12.（慶弔）　生徒・児童及び保護者、生徒の兄弟、チーム関係者が死亡した場合は慶弔慰金5000円を会として贈る。３親等以内の同居家族が逝去した場合は慶弔慰金3000円とする。

結婚、出産などに関わる事項の慶弔が発生した場合は理事会において規約第８条の方法により行う。

13.（個人情報・肖像権）

1. チームの活動において新聞、ＪＢＡ、長野県協会ホームページ、ユース育成事業、上伊那協会ホームページなどに活動の写真や個人名などが記載されることがある。またチームのＳＮＳ、ホームページ等に使用されることもある。またＪＢＡ登録、保険加入時の住所や電話番号などはチームで厳正に保管し、外部に漏洩しないように努める。上記に異議のある者は、事前に理事・スタッフに申し伝える事。
2. チームから求められた体調管理表、他体育館入場時等に必要とされる名簿や住所などを速やかに提出することに同意するものとする。

3. 同意が得られていない他チームの選手が映っている動画・写真などのSNSや動画配信サイト等での公開は禁止とします。限定公開の場合でも、むやみに情報を流した場合、肖像権の侵害や個人情報保護法での通報が入る場合がある。これらの訴えに関してもチームでは一切の責任は負えないものとし個人の責任に帰すものとする。【2024.3.25 追記】
4. チームの肖像権、SNSや各種メディアへの通知や管理はチーム代表が最終管理を行う。

14.（倫理、規約）

（参加者の責務）

選手は、本チームの活動に積極的に参加し、規律を遵守するものとします。

保護者は、本チームの活動方針を理解し、チーム運営に協力するものとします。

(1) チームの活動において、選手の輪を乱す行為や誹謗・中傷など問題行動が見受けられる選手・保護者・スタッフに関しては、当人または周囲から聞き取りを行ったうえで理事会に提起してその処分を決定するものとする。退会手続きに関しては5.（加入・脱退）に基いて行うものとする。月謝や備品の還付や返金は行わない。

(2) 保護者や応援者（祖父母・兄弟・姉妹）の試合の応援・観戦のマナーに関してはJBA・中体連規定に準じるかたちとする。

(3) 練習・試合会場での飲酒や酒気帯びでの参加は厳禁とし、これを行ったものは代表の権限で直ちに活動への出入りを禁止する。

(4) 指導方針や選手の起用に関して、練習内容・日程や会場に関してはチームの代表・監督の任命した指導者に委ねることとし、これに異議・問題が有る場合は異議を唱えた者も含めて理事会にて討議するものとする。

(5) チーム活動中での個別の選手への声掛けや試合・練習時の選手へのプレーの指示、指導は行わないものとする。また審判や指導者への話しかけや対戦チームなどの品評を行わないようにし、指導・注意が聞き入れない場合は理事会に提起して会場への出入り禁止や退会処分とする。活動時間とは以下の（8）とする。
上記の倫理・規約に関しての理事会は8．(4).(5).(6)．(7)　5.(5)の方法により行う。

(6) 遠征・試合などの途中での買い食いや、お金の貸し借りのやり取りなどは原則行わない。止む負えず利用が必要な場合は遠征に帯同している理事・スタッフ・指導者に相談をすること。

(7) 練習時間、試合中のスマートフォンまたはこれに変わる通信機器の使用・利用を禁止します。止む負えず利用が必要な場合は遠征に帯同している理事・スタッフ・指導者に相談をすること。ただし、送迎などに必要な保護者とのやり取りはこの限りではない。

(8) 義務教育中の未成年の活動であるため、『活動時間・遠征時間・練習時間』とは家庭に帰るまでの時間と規定する。

(9) 保護者がバスケットをプレーしている選手と同じフロアー、試合会場内への立ち入りを禁ずる。これに関しては中体連規約・U15部会の規約に準じる。

(10)　選手からの要望、保護者の意見などにより、チームが直ちにそれを受け入れるものではない。理事会・スタッフ会では議題としますが、発足したクラブの元に選手が集まっている上での集団行動・団体で有る以上、必要以上のクレーム・自己承認または周囲を巻き込んでのチーム運営批判・指導者批判・選手批判に関しては倫理対象となりますのでご注意ください。

(11)　自己中心的な言動、U15世代にふさわしくない風貌など、チーム内・協会・大会主催者・他チームからの意見・陳情等のあった選手・保護者などは理事会にて諮問を行うこととする。

(12)　**（送迎における責任）** 遠征や練習における選手の送迎について、保護者の車両を利用する場合、当該車両の運行およびそれに伴う一切の責任は、当該車両に乗車する選手自身が負うものとします。本チームおよび運転手は、送迎中の事故、損害、その他いかなる事態についても、一切の責任を負わないものとする。また運転保護者は、自身の車両が適切な保険に加入していることを確認し、安全運転に最大限配慮するものとします。マイクロバスの賃借に関しては、団体保険の加入を確認のうえ運行する。保険の特性上、免責が発生します。契約内容を確認の上、過失の状況を理事・スタッフと共有協議の上、適正に処理することとする。　【2025.4.1追記】

(13)　スポーツである以上、勝利・敗北の結果がついて回りますが、それに対する苦言や意見陳情は、選手や他保護者に対して行うことなく、理事やチームスタッフに直接お伝えください。14.(4)に準じて理事にて討議を行います。【2024.8.20 追記】

令和7年度　チームスタッフ名簿

【顧問】　松田 孝

【代表】　関 真治

【監督】　伊藤 真由美（ コーチD級 ）

【相談役】　水谷 一博（ コーチD級 ）

【コーチ】　HC.関 真治（ コーチD級・審判C級 ）
AC.武居 重臣（ コーチE級・審判E級 ）　【2023.10月　任命・登録】

【事務局長・会計】　関 真治

【事務局】　小池 義成（U12スタッフ）佐藤 伸（U12スタッフ）

【スタッフ】　水谷 一博（コーチD級）根橋 孝明（審判B級）唐澤みずき（OG）
細江 拓郎(コーチC級・審判C級)　【2024. 6月　任命・登録】
宮原 祐史(西箕輪中学 教員)　【2024. 6月　任命・登録】
白鳥 宏和(コーチD級・審判C級)　【2024. 7月　任命・登録】

【会計監査】　伊藤 真由美
武居 重臣【2023.10月追加】

会員　　選手一同